

サロン活動助成事業実施要綱

1. 目的

住み慣れた身近な地域で高齢者や障がい者をはじめ、住民みんなが交流を深め、地域で生まれる連帯感や見守り意識を高めるとともに、地域にある暮らしの課題を共有し、解決に向けて助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって気軽に集える場づくりを支援することを目的とする。

2. 助成対象

東近江市内で、サロン活動を実施する以下の団体とする。但し、行政や市社協から他の助成金を受けた団体は除く。

- (1)自治会、町内会
- (2)実施地域内の自主的な組織
- (3)その他、東近江市社会福祉協議会会長がこの助成事業に適していると認めるもの

3. 助成期間

当年4月1日から翌年3月31日までとする。

4. 助成対象となる活動

地域内のおおむね65歳以上の高齢者や、障がい者を対象とし、住民が主体となって、参加者と実施者という区別がなく、一緒に考え助け合いながら、地域の実情に合わせて実施する継続が可能な負担にならない次のような活動とする。

- (1)地域で孤立することなく、気軽に安心して普段着のまま集まれる居場所づくり
- (2)高齢者の閉じこもり防止を図り、介護予防や健康の維持向上、生きがいづくりを目指す活動
- (3)地域の特色や住民の興味や関心が活かされる活動
- (4)世代間交流や地域内交流を積極的に推進する活動

5. 助成金額

年額80,000円を限度額とし、次のとおり助成金額を決定する。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1回あたりの参加者数が年平均で15人未満の場合 | 1回6,000円×実施回数 |
| 1回あたりの参加者数が年平均で15人以上の場合 | 1回8,000円×実施回数 |

6. 助成金の対象経費

サロン活動に係る費用とする。但し、アルコール類は対象外とする。

また、運営スタッフの人件費についても対象外とする。

7. 申請方法

年度当初に「サロン活動助成事業申請書」に「サロン活動年間実施計画書」を添付し、東近江市社会福祉協議会へ提出するものとする。

8. 報告書の提出

年間活動終了後に「サロン活動助成事業報告書」に「サロン活動開催実績報告書」および「助成金

額分の領収書又はレシート(写し)」を添付し、東近江市社会福祉協議会へ提出するものとする。

9. 助成金の決定ならびに交付

助成金は会長が審査・決定し交付する。助成金の支払いは請求書提出後の翌月末までに行い、申請に基づき、概算払いとする。但し、実績により助成金額に余剰金が発生した場合は、返還を行なうものとし、実施回数が増えた場合は、助成限度額の範囲内で追金をするものとする。

10. 助成金交付の取消

会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消しまたは返還を求めることができる。

- (1)本要綱の目的以外に使用したとき
- (2)虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- (3)助成事業を遂行する見込みがなくなると認めるとき

11. その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する